



県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年10月27日(火) 第9846号

■ 目 次

	ページ
<b>告 示</b>	
○土地収用法の規定による事業認定(監理課)	2
<b>公 告</b>	
○肥料の登録有効期間の更新(技術支援課)	4
○地方卸売市場の認定(ぐんまブランド推進課)	4
<b>教育委員会規則</b>	
○群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則(高校教育課)	5

## ■ 告 示

## ◎群馬県告示第285号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

令和2年10月27日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 起業者の名称 高崎市
- 2 事業の種類 豊岡新駅（仮称）駅前広場整備事業
- 3 起業地
  - (1) 収用の部分 高崎市中豊岡町字なし及び字藤川並びに下豊岡町字上後原地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 高崎市都市計画課
- 5 事業の認定をした理由

申請に係る事業（以下「本件事業」という。）は、以下のとおり法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

本件事業は、高崎市が、高崎経済大学へのアクセス性を向上し、高崎市西部地域の市街化を促進するとともに、高崎駅に集中している自動車やバス交通を分離し、榛名観光の拠点とすることを目的として、東日本旅客鉄道株式会社信越本線に設置予定の新駅の駅前広場を整備する事業であり、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、平成31年3月に本件事業の実施を決定し、かつ、本件事業の施行に必要な財源措置を講じていることから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

高崎市西部地域の基幹公共交通である東日本旅客鉄道株式会社信越本線は、1885年に開業し高崎市の重要な鉄道路線として市民を始め多くの人々の足として利用されている。しかし、自動車に依存している高崎市の西部地域には、公共交通の拠点となる駅前広場を有した駅が整備されておらず、自動車を利用できない人々にとっては移動が困難な状況が続いている。また、高崎駅には多くのバス、自動車が集中し、渋滞や交通事故などが発生し、利用者からの苦情も相次いでいる。さらに、高崎経済大学への通学や通勤の利便性を高めるために、また、近年興隆している榛名山観光へのアクセス拠点として、交通結節機能を有した駅前広場の開設が望まれている。

本件事業は、このような状況を改善するため、高崎市豊岡地区の玄関口として、地区の特色を備え、居住者と来街者の交流と創造を推進するための駅と広場を整備し、居住者、通勤者、通学者、観光客のそれぞれのニーズを満たし、信越本線の有効利用を図るものである。また、本件事業で整備されるパークアイランド駐車場を利用し、車から鉄道に乗り換えることで、高崎市西部地域から中心市街地への交通が流入する国道406号や安中市から中心市街地への交通が集中する国道18号の渋滞を緩和し、交通事故の回避に繋がるこ

とが期待される。さらに、高崎駅に集中するバス、自動車を分散することができ、高崎市の交通拠点機能や都市機能の強化が図られるものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項及び群馬県環境影響評価条例(平成11年群馬県条例第19号)第2条第4項に規定する対象事業ではないが、生活環境に関しては、工事期間中は低騒音・低振動の建設機械及び工法を選択して周辺環境への影響を抑制することとしている。

なお、希少な野生動植物への影響については「群馬県の絶滅のおそれのある野生生物」に記載された絶滅危惧種の野生生物の生息及び生育情報は報告されていないが、起業者は、希少動植物の生息及び生育が確認された場合には、関係機関と協議し、適切な措置を講ずるとしている。また、起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地には該当するが、起業者は、工事の実施に当たり埋蔵文化財が発掘された場合は、高崎市教育委員会と協議を行い、必要に応じ適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる公共の利益は、軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本体事業は、「高崎市第6次総合計画」(2019年4月策定)及び「高崎市立地適正化計画」(2020年3月策定)に則するものであると認められる。

本件事業の起業地の選定に当たっては、交通の利便性、周辺環境、土地利用状況等を考慮して選定した3案を比較検討して、社会的、技術的及び経済的な面から総合的に判断した結果、最も優れた案を採用していると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により、得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性

##### ア 事業を早期に施行する必要性

(3) アで述べたように、高崎市の西部地域では自動車を利用できない人々にとっては移動が困難な状態が継続しているため、本件事業を早期に施行する必要がある。

また、地域住民や市民団体から新駅設置についての要望書が出されていることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録有効期間を更新したので、法第16条第1項の規定により公告する。

令和2年10月27日

群馬県知事 山本 一 太

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の名称及び住所	有効期限
群馬県登録第103号	乾燥菌体肥料	新進6.0乾燥菌体肥料	窒素全量 6.0% りん酸全量 4.0%	法第3条第1項の規定による公定規格のとおり	株式会社新進 東京都千代田区神田須田町二丁目19番地	令和5年11月4日

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年10月27日

群馬県知事 山本 一 太

認定番号	開設者の名称	開設者の住所	地方卸売市場の名称	地方卸売市場の位置	取扱品目	認定日
第10号	館林総合卸売市場株式会社	館林市細内町615番地	館林市総合地方卸売市場	館林市細内町615番地	野菜及び果実並びにこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その他の食料品、農業資材、花卉等を従たる取扱品目とする。 生鮮水産物及びこれらの加工品を主たる取扱品目とし、その他の水産品等を従たる取扱品目とする。	令和2年10月16日

■ 教育委員会規則

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十月二十七日

群馬県教育委員会教育長 笠原 寛

群馬県教育委員会規則第三十号

群馬県立高等学校管理に関する規則の一部を改正する規則

群馬県立高等学校管理に関する規則(昭和四十一年群馬県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。

8 令和三年三月三十一日に群馬県立学校設置条例の一部を改正する条例(令和二年群馬県条例第三十七号。以下「改正条例」という。)による改正前の群馬県立学校設置条例別表に規定する桐生高等学校及び桐生女子高等学校に在学する者並びに桐生南高等学校及び桐生西高等学校に在学する者は、第四十一条の規定にかかわらず、それぞれ令和三年四月一日に改正条例による改正後の群馬県立学校設置条例別表に規定する桐生高等学校及び桐生清桜高等学校の各相当の課程、学科及び学年に転学させるものとする。

附則

この規則は、令和二年十一月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---